

基本方針	項目及び目標		H28年度						H29年度						進捗状況							
	細目		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3	
公共施設等の復旧	(1) 河川氾濫や堤防決壊箇所の早期復旧(該当なし)																					
	(2) 道路や鉄道などライフライン機能の早期復旧(該当なし)																					
	(3) 農業用施設の復旧(該当なし)																					
	(4) 漁港・海岸施設の復旧																					
	① 漁港施設の復旧	漁港施設(航路浚渫、道路法面崩壊箇所等)の復旧	補修工事等の実施																		○ 12月1日付けで予算が配当され、水産課において補修工事を実施。実施箇所は落石漁港、沖根婦漁港、幌茂尻漁港(温根沼分港)、別海漁港の4漁港で、全て外灯修繕。いずれも2月1日に復旧工事終了。	
	(5) 林道・治山施設等の復旧																					
	① 被災した治山施設の復旧整備を行う。	治山施設の復旧整備	応急仮工事実施、事業決定後、復旧工事(災害査定:10月24~26日)																		○ 国の災害査定は10月28日に終了済み 応急仮工事は、9月に仮設防護柵、大型土のう及び仮水路が設置済みで、2月下旬に排土にて完了。復旧工事は3月に発注。	
	② 山腹崩壊など荒廃林地の復旧整備を行う。	荒廃林地(国庫補助)																				○ 12月14~15日に事業計画のヒアリング実施済み、平成29年1月17日に振興局から本庁へ計画書提出、平成29年2月に道から国へ計画書提出済み。
	③ 国庫補助対象とならない荒廃林地の復旧整備を行う。	荒廃林地(国庫補助外)	復旧工事																		○ 委託測量発注済み 工事は1月に発注済み。	
(6) 学校施設の修復(該当なし)																						
(7) 庁舎施設の修復(該当なし)																						
(8) 交通安全施設等の復旧(該当なし)																						
(9) 自然公園施設等の復旧(該当なし)																						
産業被害からの再生	(1) 甚大な被害を受けた農地等の復旧・農業の復興支援																					
	① 被災農家に対する被害軽減を図るための技術指導等を行う。	個人施設・機械の再建・修繕	国の事業を活用しながら再建・修繕																		○ 被災農業者向け経営体育成支援事業の事業要望を調査した結果、要望なし	
		制度資金の償還金の支払い猶予	支払い猶予(農業改良資金及び就農支援資金)																		○ 既貸付金である農業改良資金及び就農支援資金の償還金の支払い猶予について、農協に情報提供	
		被災農家に対する技術的支援	技術対策資料の発信、技術支援・助言の実施																		○ (~10月)収穫方法及び収穫物の取扱に関する技術指導を実施 ○ (~10月)ほ場及び作物に係る防除技術の指導を実施 ○ (継続中)営農継続に係る技術指導を実施中	
	(2) 水産施設の復旧(該当なし)																					
(3) 森林の復旧(該当なし)																						
(4) 観光・商工事業者の早期復旧への支援																						
① 観光・商工業事業者をはじめとする中小企業者などの被災からの復旧と経営安定化及び観光需要の回復を図る。	観光・商工業事業者の復旧	中小企業等経営・金融相談室の設置(開設期間は未定)																		○ 「平成28年8月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融相談室」の設置:相談件数0件		
	正確な観光地復旧の情報提供	観光地復旧の情報提供(ホームページ等)																		○ 管内の観光情報を随時HPで発信		
	道民による被災観光地支援	「旅して応援!ほっかいどう」キャンペーン等の展開																		○ 道民向け道東、道北を中心とした応援キャンペーン「旅して応援!ほっかいどう(台風等大雨災害緊急対策事業)」の管内周知		
	国内外への誘客活動による観光需要の喚起	誘客促進プロモーション等の展開																		○ 北海道観光振興機構主催の商談会等本州での観光プロモーションの実施		
(5) 流木被害への対応																						
① 海岸に漂着した流木の処理を行う。	海岸の流木	押し上げ、運搬、処理事業を実施																		○ 8月からの台風被害により大量の流木被害があった3市町(根室市、標津町、羅臼町)では、市町及び漁業関係者が流木の押し上げ作業を終了し、道及び町で運搬・処理事業を実施(根室市、羅臼町は実施済み)		
② 市町村が行う海岸への漂着した流木の処理経費への支援をする。	市町村の取組への支援	市町村による流木処理促進に向けた道交付金の交付																	○ 総合政策部から予算の内示があったので、3月に交付、支払する予定。 (内訳:1件 標津町 2,400千円)			
地域の再建	(1) 生活再建の支援																					
	① 被災世帯に対して災害見舞金を支給する。	災害弔慰・見舞金	支給																	○ 10月7日羅臼町から2名の災害発生通知があり、10月18日予算配当後、10月26日対象者2名に支給済み。		
		住家被害見舞金	支給																	○ 10月7日羅臼町から3名の災害発生通知があり、10月18日予算配当後、10月26日対象者3名に支給済み。		